

## 香川県 ICT活用工事（擁壁工） 試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県土木部の所管する工事における ICT活用工事（擁壁工）（以下、「ICT擁壁工」と称する。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ICT活用工事）

第2条 ICT擁壁工とは、次の①、②、④、⑤に示す施工プロセスの全ての段階もしくは一部の段階において、ICT施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

各施工プロセスの具体的内容については、以下によるものとする。

### ①1 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、次の1)～9)から選択（複数可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、ICT擁壁工の関連工種としてICT活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup>以上）（以下、「ICT土工（1,000m<sup>3</sup>以上）」と称する。）等が行われる場合、その起工測量のデータ及び施工用データを活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) 地上写真測量を用いた起工測量
- 9) モバイル端末を用いた起工測量

### ② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成は、ICT土工（1,000m<sup>3</sup>以上）等と合わせて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

### ③ ICT建設機械による施工

該当無し（従来工法による施工とする）。

### ④ 3次元出来形管理等の施工管理

擁壁工の施工管理において、下記に示す技術により出来形管理を実施する。

#### （1）出来形管理

次の1)～7)から選択(複数可)して、出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理技術
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理技術
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理技術
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理技術
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理技術

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～9)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、工事監督員と協議を行い、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良い。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用いて、下記1)の計測要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

- ①、②、④による3次元データを工事完成図書として電子納品する。

(対象工事及び対象工種)

第3条 ICT擁壁工は、工事工種体系ツリーにおける下記工種を対象とする。

(1) 対象工種

工種	種別
擁壁工	場所打擁壁工
	プレキャスト擁壁工
	帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁工
	ジオテキスタイル補強土壁工

(2) 適用対象外

従来施工において、国土交通省が定める土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値(案))を適用しない工事は適用対象外とする。

(発注方式)

第4条 対象工種を含む工事については、「協議型(工種)」の対象とする。なお、入札公告等にICT活用工事(擁壁工)の対象であることは明示しない。

(1) 協議型（工種）

受注者が本要領に基づくICT活用の実施を希望した工事を対象とする。ただし、実施にあたり、発注者は実施内容について検討し、その適否を判断することとする。承認された場合は、ICT活用工事として設定し、積算等については、施工者希望型と同様の取扱いとするものとする。

(工事費の積算)

第5条 発注者は、次によりICT活用工事の工事費を積算するものとする。

- (1) 「協議型（工種）」の対象工事は、当初発注時は従来施工の積算基準を用いることとし、ICTに関する経費は計上しない。契約後に受発注者の協議によりICTを活用した工事を行う場合は、別表1の「ICT活用工事（擁壁工）積算要領」に基づき、変更契約時に必要な経費を計上する。

(ICT活用工事の実施手続)

第6条 受注者はICT活用工事を実施する場合、次の(1) (2)により発注者と協議を行うものとする。

(1) 「協議型（工種）」の場合

受注者は、ICTの活用を希望する場合、契約後、施工計画書の提出までに、別添「ICT活用工事計画書」（様式1）を作成後、ICT活用工事計画書に記載した内容について発注者と協議を行い、発注者が認めた場合にICT活用工事を行うことが出来るものとする。

ただし、一部の段階においてICT施工技術を活用する場合は、次の1) 又は2)から選択して、ICT活用工事を行うものとする。

- 1) 3次元出来形管理等の施工管理を実施し、面管理を選択した場合は3次元データの納品をすること。
- 2) 3次元設計データ作成を受注者自らが実施（内製化）し、3次元データの納品をすること。

(監督・検査)

第7条 ICT活用工事を実施する場合の施工管理、監督及び検査については、別表1、2に示す基準等を適用するものとする。

なお、工事監督員及び工事検査員は、第3条に示す工種について、原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めないものとする。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定の対象とする工事において、工事監督員は、ICT活用工事を実施した場合は、第6条によるICT施工技術の活用状況に応じて、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。

ただし、他のICT活用工事の適用工種で評価した項目については、重複して評価は行わない。

(その他)

第9条 この要領に記載のない事項については、工事監督員と協議するものとする。

附 則 この要領は、令和8年3月26日から施行する。なお、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。

別表1 準用する基準等

番号	基準名称
1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
2	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（擁壁工編）（案）
3	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
4	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
5	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準－国土地理院
6	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

別表2 適用する基準等

1	土木工事施工管理基準及び規格値
2	写真管理基準
3	I C T活用工事（擁壁工）積算要領